

第2号議案

需給計画部の新設に伴う規程の変更について (案)

需給計画部の新設に伴い、以下の規程の一部変更を行う。

1. 変更する規程

- (1) 事務局の職制及び権限に関する規程
- (2) 権限表
- (3) 公印規程
- (4) 文書の付番管理に関する規程
- (5) 系統アクセス業務の実施に関する規程

2. 変更内容

別紙のとおり。

3. 施行日

2023年7月1日又は業務規程変更の認可日のいずれか遅い日から施行する。

以 上

【添付資料】

- 別紙1：事務局の職制及び権限に関する規程 新旧対照表
- 別紙2：権限表 新旧対照表
- 別紙3：公印規程 新旧対照表
- 別紙4：文書の付番管理に関する規程 新旧対照表
- 別紙5：系統アクセス業務の実施に関する規程 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 事務局の職制及び権限に関する規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成28年4月6日変更
 平成29年5月12日変更
 2020年3月11日変更
 2022年1月26日変更

第1条～第4条（略）

附則（略）

附則（新設）

別表1 事務局に置く職位

設置対象	置く職位*	必要なとき置く職位**
部	部長	担当部長、副部長、マネージャー、副マネージャー
室	室長	マネージャー、副室長
室	室長	マネージャー、副室長
（新設）	（新設）	（新設）
広域運用センター	所長	副所長、当直長、副当直長
共通	—	参与、シニアスタッフ、専門スタッフ

* 各設置対象毎に1人のみ置き、部長・室長については、「総務部長」、「監査室長」のように「設置対象である部等の名称+長」と呼称する。

** 必要に応じた人数を置く。

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成28年4月6日変更
 平成29年5月12日変更
 2020年3月11日変更
 2022年1月26日変更
2023年7月 日変更

第1条～第4条（略）

附則（略）

附則（2023年7月 日）

この規程は、2023年7月1日又は2023年6月に認可申請した業務規程の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

別表1 事務局に置く職位

設置対象	置く職位*	必要なとき置く職位**
部	部長	担当部長、副部長、マネージャー、副マネージャー
室	室長	マネージャー、副室長
室	室長	マネージャー、副室長
<u>容量市場センター</u>	<u>所長</u>	<u>副所長、マネージャー、副マネージャー</u>
広域運用センター	所長	副所長、当直長、副当直長
共通	—	参与、シニアスタッフ、専門スタッフ

* 各設置対象毎に1人のみ置き、部長・室長については、「総務部長」、「監査室長」のように「設置対象である部等の名称+長」と呼称する。

** 必要に応じた人数を置く。

変更前 (変更点に下線)

別表2 各職位の基本的な職務

職位	職務
部長、室長	<ul style="list-style-type: none"> 所管する組織を統括管理し、本機関の方針に基づいて、中立性、公平性及び透明性を堅持しつつ、分掌業務の適正かつ効率的な運営を図る。 理事長、理事又は上位の職位の命を受け、あるいは必要に応じ、総会、理事会、評議員会、委員会等に付する議案書又は報告書を作成する。
担当部長	<ul style="list-style-type: none"> 直属の上司である部長と協調しつつ、所属する部が所管する業務のうち、特定の業務の運営を統括する。 予め直属の上司である部長の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
所長 (広域運用センター)	<ul style="list-style-type: none"> 広域運用センターを統括管理し、本機関の方針に基づいて、平常時、緊急時を問わず、広域的な安定供給確保の観点から、需給及び系統の状況の監視・管理の業務を的確に遂行する。
当直長	<ul style="list-style-type: none"> 広域運用センターにおいて、当直員を統括し、緊急時における適切な対応を含め、当直業務を的確に遂行する。 予め直属の上司である職位の命を受け、所属する部等の職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。
副所長	<ul style="list-style-type: none"> 広域運用センターにおいて、所長を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 予め所長の命を受け、広域運用センターの職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。 当直長が不在の際、代わってその任に当たる。
マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 部長の命を受け、部員を指導監督するとともに、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行する。 予め部長の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
副部長、副室長、副マネージャー、副当直長	<ul style="list-style-type: none"> 直属の上司である職位を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 予め直属の上司である職位の命を受け、所属する部等の職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。
専門スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 特命により、専門的課題に関する調査、分析、提案、調整等を行う。
参与	<ul style="list-style-type: none"> 役員、部長等に対し、自らの知見に基づいて、業務運営全般に関する助言を行う。
シニアスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し、自らの知見に基づいて、業務遂行の具体的な方法、手順等に関する助言及び指導を行う。
(共通)	<ul style="list-style-type: none"> 本機関の業務に関する会員の意見や社会的要請を常に意識し、本機関が取り組むべき課題の発見に努める。 直属の上司である職位と連携を密にし、担当業務の遂行状況及び課題について、適時適切に報告する。 人材育成を常に意識し、配下の職員に対する助言、指導並びに技術及びノウハウの移転を積極的に行う。 他の職位と積極的に意思疎通し、信頼関係及び相互協力関係の構築に努める。 日常業務や課題解決に率先垂範して取り組み、職場の士気高揚に努める。

変更後 (変更点に下線)

別表2 各職位の基本的な職務

職位	職務
部長、室長	(同左)
担当部長	(同左)
所長 (容量市場センター)	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場センターを統括管理し、本機関の方針に基づいて、中立性、公平性及び透明性を堅持しつつ、容量市場管理者としての業務の適正かつ効率的な運営を図る。
副所長 (容量市場センター)	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場センターにおいて、所長を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 予め所長の命を受け、容量市場センターの職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。 所長が不在の際、代わってその任に当たる。
所長 (広域運用センター)	(同左)
当直長	(同左)
副所長 (広域運用センター)	(同左)
マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 直属の上司である職位の命を受け、部員等を指導監督するとともに、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行する。 予め直属の上司である職位の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
副部長、副室長、副マネージャー、副当直長	(同左)
専門スタッフ	(同左)
参与	(同左)
シニアスタッフ	(同左)
(共通)	(同左)

電力広域的運営推進機関 権限表 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

施行 2015年 4月 1日
最終変更 2022年 9月 1日

事務局権限表
(略)

3. 企画部			
項目	事務局長	企画部長	副部長 マネージャー
請求書の発行		○	○ (容量市場関係業務に限る。)

(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)			(新設)
(新設)			(新設)

4. 計画部			
項目	事務局長	計画部長	副部長 マネージャー
業務規程第51条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ (技術的観点から容易に判断できる場合に限る。)	

【参考】変更履歴
(略)

変更 2022年 9月 1日

変更後（変更点に下線）

施行 2015年 4月 1日
最終変更 2023年 7月 日

事務局権限表
(略)

(削除)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)		(削除)	(削除)

3. 需給計画部			
項目	事務局長	需給計画部長	副部長 所長 マネージャー
請求書の発行			○ (容量市場関係業務に限る。)
容量オークションの結果に基づく容量確保契約書の締結 (変更契約書及び解約合意書の締結を含む。)			○ (所長)

4. 系統計画部			
項目	事務局長	系統計画部長	副部長 マネージャー
業務規程第51条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ (技術的観点から容易に判断できる場合に限る。)	

【参考】変更履歴
(略)

変更 2022年 9月 1日

変更 2023年 7月 日

電力広域的運営推進機関 公印規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>平成27年5月19日施行 平成28年1月20日変更 2021年7月1日変更 2022年2月1日変更 2022年9月1日変更</p>	<p>平成27年5月19日施行 平成28年1月20日変更 2021年7月1日変更 2022年2月1日変更 2022年9月1日変更 <u>2023年7月 日変更</u></p>
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(公印の作成、改刻及び廃止)</p> <p>第4条 公印の作成、改刻及び廃止は事務局長の承認を得たうえで、当該各号に定める者(以下「公印管理者」という。)が行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事長印及び機関印 総務部総務担当マネージャー 二 事務局長印 総務部事務統括担当マネージャー 三 前号に掲げる公印以外の公印 当該役職にある者 	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(公印の作成、改刻及び廃止)</p> <p>第4条 公印の作成、改刻及び廃止は事務局長の承認を得たうえで、当該各号に定める者(以下「公印管理者」という。)が行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事長印及び機関印 総務部総務担当マネージャー 二 事務局長印 総務部事務統括担当マネージャー 三 前号に掲げる公印以外の公印 当該役職にある者
<p>第5条 (略)</p> <p>(公印管理者)</p> <p>第6条 公印は、<u>次の各号に掲げる区分</u>に応じ、公印管理者が管理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 公印管理者が不在の場合は、公印管理者が予め指定した者が管理を代行することができる。 3 公印管理者は、公印について損傷、紛失、盗難等の事故が生じないように、公印を金庫、キャビネットその他の施錠可能な設備に施錠して保管しなければならない。 	<p>第5条 (略)</p> <p>(公印管理者)</p> <p>第6条 公印は、<u>第4条に定める公印管理者</u>が管理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 公印管理者が不在の場合は、公印管理者が予め指定した者が管理を代行することができる。 3 公印管理者は、公印について損傷、紛失、盗難等の事故が生じないように、公印を金庫、キャビネットその他の施錠可能な設備に施錠して保管しなければならない。
<p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第7条～第9条 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (新設)</p>	<p><u>附則(2023年7月 日)</u></p> <p><u>この規程は、2023年7月1日又は2023年6月に認可申請した業務規程の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>

変更前（変更点に下線）

別表1（役職印）

役職	寸法（mm）
電力広域的運営推進機関理事長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関事務局長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関総務部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関企画部長	（丸）直径 18
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
<u>電力広域的運営推進機関計画部長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
<u>電力広域的運営推進機関計画部担当部長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
電力広域的運営推進機関運用部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関政策調整室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関監査室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関情報システム室長	（丸）直径 18

別表2（機関印）（略）

様式1 公印申請書

第 回理事会（平成 年 月 日開催）		保存期間	10 年		
議案名	押捺対象文書 （名称・部数）	申請者 （所属・氏名）	公印種別	押捺年月日	

（以下略）

変更後（変更点に下線）

別表1（役職印）

役職	寸法（mm）
電力広域的運営推進機関理事長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関事務局長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関総務部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関企画部長	（丸）直径 18
<u>電力広域的運営推進機関需給計画部長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
<u>電力広域的運営推進機関需給計画部容量市場センター所長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
<u>電力広域的運営推進機関系統計画部長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
<u>電力広域的運営推進機関系統計画部担当部長</u>	<u>（丸）直径 18</u>
電力広域的運営推進機関運用部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関政策調整室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関監査室長	（丸）直径 18
電力広域的運営推進機関情報システム室長	（丸）直径 18

別表2（機関印）（略）

様式1 公印申請書

第 回理事会（ 年 月 日開催）		保存期間	10 年		
議案名	押捺対象文書 （名称・部数）	申請者 （所属・氏名）	公印種別	押捺年月日	

（以下略）

電力広域的運営推進機関 文書の付番管理に関する規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
 平成27年8月1日変更
 平成28年4月6日変更
 平成28年7月1日変更
 平成30年4月18日変更
 平成30年8月22日変更
 2019年7月17日変更
 2020年4月1日変更
 2021年4月21日変更
 2021年7月1日変更
 2022年2月1日変更

第1条～第3条（略）

附則（略）

附則（新設）

別表1＜文書記号・起案書記号＞

部・室名	文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総 総
企画部	-----	広域企 企
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
計画部	-----	広域計 計
運用部	-----	広域運 運
	広域運用センター	広域運セン
再生可能エネルギー・国際部	-----	広域再 再
政策調整室	-----	広域政 政
紛争解決対応室	-----	広域解対 解対
監査室	-----	広域監 監

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
 平成27年8月1日変更
 平成28年4月6日変更
 平成28年7月1日変更
 平成30年4月18日変更
 平成30年8月22日変更
 2019年7月17日変更
 2020年4月1日変更
 2021年4月21日変更
 2021年7月1日変更
 2022年2月1日変更
2023年7月 日変更

第1条～第3条（略）

附則（略）

附則（2023年7月 日）

この規程は、2023年7月1日又は2023年6月に認可申請した業務規程の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

別表1＜文書記号・起案書記号＞

部・室名	文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総 総
企画部	-----	広域企 企
需給計画部	-----	広域需 需
	容量市場センター	広域容セン
系統計画部	-----	広域系 系
運用部	-----	広域運 運
	広域運用センター	広域運セン
再生可能エネルギー・国際部	-----	広域再 再
政策調整室	-----	広域政 政
紛争解決対応室	-----	広域解対 解対
監査室	-----	広域監 監

システムアクセス業務の実施に関する規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(システムアクセス進捗会議) 第3条 本機関は、システムアクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切にシステムアクセス業務を実施することを目的として、システムアクセス進捗会議を設置する。</p> <p>2 システムアクセス進捗会議は、<u>計画</u>担当理事を議長とし、<u>計画</u>部長及び担当部長（システム利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）その他<u>計画</u>担当理事が指名する役職員により構成する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>計画</u>担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員をシステムアクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事前相談) 第4条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(システムアクセス進捗会議) 第3条 本機関は、システムアクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切にシステムアクセス業務を実施することを目的として、システムアクセス進捗会議を設置する。</p> <p>2 システムアクセス進捗会議は、<u>系統計画</u>担当理事を議長とし、<u>系統計画</u>部長及び担当部長（システム利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）その他<u>系統計画</u>担当理事が指名する役職員により構成する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>系統計画</u>担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員をシステムアクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事前相談) 第4条 (略)</p>

<p>(接続検討の要否確認) 第5条 (略)</p> <p>(接続検討) 第6条 (略)</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認) 第7条 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセス) 第8条の2 (略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(決裁にあたっての留意事項) 第10条 (略)</p> <p>(システムアクセス業務に関する申込書、回答書等の様式) 第11条 (略)</p> <p>(報告) 第12条 担当部長は、この規程の定めに基づいて決裁を行ったときは、遅滞なく、その旨を<u>計画</u>担当理事に報告しなければならない。</p>	<p>(接続検討の要否確認) 第5条 (略)</p> <p>(接続検討) 第6条 (略)</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認) 第7条 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセス) 第8条の2 (略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(決裁にあたっての留意事項) 第10条 (略)</p> <p>(システムアクセス業務に関する申込書、回答書等の様式) 第11条 (略)</p> <p>(報告) 第12条 担当部長は、この規程の定めに基づいて決裁を行ったときは、遅滞なく、その旨を<u>系統計画</u>担当理事に報告しなければならない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 <u>計画担当</u>理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(アクセス業務に関する細則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 この規程は、令和5年3月に認可申請した業務規程及び送配電等業務指針変更の認可の日から施行する。</p>	<p>2 <u>系統計画担当</u>理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(アクセス業務に関する細則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 この規程は、令和5年3月に認可申請した業務規程及び送配電等業務指針変更の認可の日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行日)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、2023年7月1日又は2023年6月に認可申請した業務規程の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------